

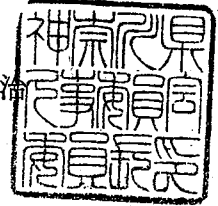


人委第59号  
令和4年6月22日

神奈川県議会議長 しきだ 博昭 殿

神奈川県人事委員会委員長

小池 滄



条例案に対する意見について（回答）

令和4年6月14日付け神議第1235号により意見を求められました次の条例案については、異議ありません。

**定県第49号議案 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例**

（理由）

この条例案は、育児参加休暇の対象期間を拡大するため、所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

**定県第68号議案 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例**

（理由）

この条例案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う所要の改正を行うとともに、育児短時間勤務をした期間に係る退職手当の算定について所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

問合せ先

給与公平課公平グループ

電話 045-651-3253